平成22年12月発行 第49号

ご存知ですか?

事故を防ぎ、長く安全に製品を使うために 「長期使用製品安全点検制度」がスタート!

(平成21年4月以降に製造・輸入された特定保守製品が対象になります)

んな事故が起きています。

37年前に購入した扇風機。使って



1時間後くらいに、臭いがし たので扇風機を見ると煙が出 ていたため、水をかけた。

② 20年前に設置したガス瞬間湯沸器。 シャワーを利用中、台所 のガス給湯器から異常 音がするので見に行く と、煙が出て部屋中に充 満し、焦げた臭いがし、 水が噴出していた。



③ 18年前に購入した石油ファンヒータ ー。1週間前に使用した時 は問題なかったが、今回使 用しようとしたら、灯油の 臭いがして回りに液体が 溢れていた。



モノを大切に長く使うことは必要な ことですが、どんな大切に使っていても 徐々に劣化は進み、場合によっては火災 や死亡事故を起こす恐れがあります。

「長期使用製品安全点検制度」は、電 気製品やガス、石油製品などで、特に経 年劣化による重大事故の恐れが高く、ま た、消費者自身による保守が難しい製品 について、消費者をサポートするための 制度です。

メーカーに「所有者登録」することで、 業者から適切な時期に点検通知が届き、 点検(原則有料)を受ける事ができます。

そのためには、所有者情報の正確な登 録が必要です。特定保守製品(対象商品 は9品目)を購入したら、メーカーに「所 有者票」を返送し、登録を受けましょう。

■特定保守製品■

ビルトイン式電気食器洗機

浴室用電気乾燥機

石油給湯機

石油ふろがま

FF式石油温風暖房機

屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用/プロパンガス用)

屋内式ガスふろがま(都市ガス用/プロパンガス用)



国の新しい制度に便乗した

「点検商法」にご注意ください!

相談事例

「国の制度で長期使用製品安全点検制度がスタートしました。 地区担当者が順番に石油給湯器の安全確認を無料で行っていま す。」というハガキが届いた。

「後日、訪問する」と電話があり業者が点検に来ました。業者の男性二人から「部品が汚れている」「このままだと火事になるかも!」と言われ、心配になり9万円で部品交換する事にした。請求書を見て、メーカーや販売業者とは無関係な業者だと気づいた。



アドバイス

「長期使用製品安全点検制度」に基づく製造メーカーや輸入業者の通知点検義務は、制度がスタートした平成21年4月以降に製造・輸入された製品が対象です。

無関係の業者が、あたかもこの制度に基づいているかのように通知を出して訪問のきっかけを作り、「このまま使用すると火事になる」等と不安をあおり、部品交換を勧める手口が発生しています。

この制度は、メーカーや輸入業者に「所有者登録」する事で、登録した業者から適切な時期に点検通知が届き、点検(原則有料)を受ける事が出来ます。また、制度スタート以前に製造・輸入された製品についても、希望すれば点検を受ける事ができます。詳しくは、メーカーなどに直接問い合わせてください。

困った時は お早めに ご相談を

すみだ消費者センター相談室

- ■相談日……月曜日~土曜日(土曜日は電話相談のみ) (日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)
- ■相談時間…午前9時00分~午後4時30分
- ■所在地…墨田区押上2-12-7-215号室 セトル中之郷内
- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩7分
- 都営バス(墨38)「向島三丁目」バス停前



【編集·発行】墨田区産業観光部生活経済課消費者·勤労福祉担当 〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 電話 5608-6184